

平成30年8月30日

平成30年第3回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第53号	平成29年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について	1
議案第54号	平成29年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	2
議案第55号	平成29年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3
議案第56号	平成29年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第57号	平成29年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議案第58号	平成29年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6
議案第59号	平成29年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	7
議案第60号	宮代町税条例等の一部を改正する条例について	8
議案第61号	宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例について	20
議案第62号	宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について	22
議案第63号	宮代町印鑑条例の一部を改正する条例について	25
議案第64号	宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	27
議案第65号	宮代町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について	30
議案第66号	工事請負契約の締結について	32
議案第67号	宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	33
議案第68号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	34
議案第69号	平成30年度宮代町一般会計補正予算（第2号）について	35

議案番号	件名	頁
議案第70号	平成30年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	36
議案第71号	平成30年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	37
議案第72号	平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	38
議案第73号	平成30年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	39
議案第74号	平成30年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について	40
議案第75号	平成30年度宮代町水道事業会計補正予算(第1号)について	41

議案第53号

平成29年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度宮代町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年8月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

平成29年度宮代町一般会計歳入歳出決算を歳入合計108億7,444万4,083円、歳出合計103億5,994万5,611円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第54号

平成29年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
平成29年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を
付けて認定に付する。

平成30年8月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

平成29年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計48億
6,313万7,993円、歳出合計45億9,636万2,978円とすること
について、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第55号

平成29年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
平成29年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年8月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

平成29年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計26億8,601万6,069円、歳出合計25億226万6,393円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第56号

平成29年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
平成29年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年8月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

平成29年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を歳入合計4億5,533万3,503円、歳出合計4億5,309万4,673円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第57号

平成29年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成29年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年8月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

平成29年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を歳入合計10億989万4,633円、歳出合計9億8,558万720円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第58号

平成29年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成29年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見
を付けて認定に付する。

平成30年8月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

平成29年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を歳入合計5,428万
8,665円、歳出合計4,964万2,813円とすることについて、地方自治
法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第59号

平成29年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

平成29年度宮代町水道事業会計利益の処分及び平成29年度宮代町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年8月30日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

平成29年度宮代町水道事業会計利益の処分として、未処分利益剰余金4億7,198万3,762円のうち、3億1,086万2,963円を資本金へ、1億6,112万799円を建設改良積立金に積み立てるとともに、平成29年度宮代町水道事業会計決算を収益的収入8億1,320万3,929円(税抜き)、収益的支出6億5,208万3,130円(税抜き)、資本的収入6,473万4,000円(税込み)、資本的支出5億4,013万1,987円(税込み)とすることについて、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により、この案を提出するものである。

議案第60号

宮代町税条例等の一部を改正する条例について
宮代町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年8月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、宮代町税条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町税条例等の一部を改正する条例

(宮代町税条例の一部改正)

第1条 宮代町税条例(昭和31年宮代町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第48条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第24条第1項第3号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表を次のように改める。

区 分	重 量
(1) 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1グラム
イ パイプたばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
(2) かみ用の製造たばこ	2グラム
(3) かぎ用の製造たばこ	2グラム

第94条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこ

の本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの

本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこ1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。
第2条 宮代町税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 宮代町税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5, 692円」を「6, 122円」に改める。

第4条 宮代町税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6, 122円」を「6, 552円」に改める。

第5条 宮代町税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法に

より換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(宮代町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 宮代町税条例の一部を改正する条例（平成27年宮代町条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「宮代町税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「宮代町税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中宮代町税条例第36条の2第1項の改正規定及び同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第3条の規定 平成31年4月1日
- (3) 第2条中宮代町税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (4) 第1条中宮代町税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (5) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日
- (6) 第1条中宮代町税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (7) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日
- (8) 第5条の規定 平成34年10月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の宮代町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、

平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 前条第6号に掲げる規定による改正後の宮代町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成32年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の宮代町税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（宮代町税条例の一部を改正する条例（平成27年宮代町税条例第31号）附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（この条例による改正後の宮代町税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同

日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに町長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	宮代町税条例等の一部を改正する条例（平成30年宮代町条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第5条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第5条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項

第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(町たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において、「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式

による申告書を平成32年11月2日までに町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の宮代町税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	宮代町税条例等の一部を改正する条例（平成30年宮代町条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第8条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第8条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参

考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(町たばこ税に関する経過措置)

第9条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の宮代町税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	宮代町税条例等の一部を改正する条例（平成30年宮代町条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第10条第3項、
------	-----------------	---

第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第10条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

議案第61号

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例について
宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年8月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、宮代町都市計画税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例

(宮代町都市計画税条例の一部改正)

第1条 宮代町都市計画税条例（平成22年宮代町条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める。

第2条 宮代町都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、附則第16項中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

議案第62号

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり提出する。

平成30年8月30日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和50年宮代町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第6条に規定する受給者証又は受給証明書の交付を受けた者(以下「受給者」という。)が、医療費の一部を負担したときは当該一部負担金(第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。)の全額を、当該受給者に助成金として支給」を「対象者に係る医療の一部負担金(第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。)について、対象者に助成金を支給」に、「受給者」を「対象者」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、対象者の医療保険各法又はその他の規定による医療給付を受ける日の属する年の前年(当該医療給付を受ける日の属する月が1月から9月までの場合にあつては、前々年)の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下この項において「政令」という。)第7条に規定する額を超えた場合は、医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る助成金の支給は行わない。この場合において、当該所得の範囲は政令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は政令第5条の例によるものとする。

3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る助成金の支給については、前項の規定を適用しない。

第5条に次の2項を加える。

2 町長は、前項の申請に基づき、第3条に定める対象者として認定したときは、当該対象者を受給資格登録者として登録しなければならない。

3 町長は、第1項の申請に基づき、第3条に定める対象者として認定せず受給資格登録者として登録しないときは、規則に定めるところにより、申請者に通知するものとする。

第6条を次のように改める。

(受給者証の交付)

第6条 町長は、受給資格登録者に対し、第4条第1項及び第3項の規定により助成金の支給を行うときは、助成金の支給を行う受給資格登録者(以下「受給者」という。)に受給者証を交付しなければならない。

2 町長は、第4条第2項の規定により助成金の支給を行わないときは、規則に定めるところにより、助成金の支給を行わない受給資格登録者に通知するものとする。

第9条第1項中「受給者」を「受給資格登録者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 受給資格登録者は、規則に定めるところにより、所得の状況について町長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前における医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例第6条第1項に規定する受給者証の交付を受けている者については、平成34年9月30日までの間は、この条例による改正後の宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例第4条第2項及び第3項、第6条並びに第9条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第63号

宮代町印鑑条例の一部を改正する条例について
宮代町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年8月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

個人番号カードを利用して、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機から住民票の写し及び印鑑登録証明書が取得できる、コンビニエンスストア等における証明書の自動交付サービスの導入に伴い、その取り扱いについて所要の改正を行うため、宮代町印鑑条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町印鑑条例の一部を改正する条例

(宮代町印鑑条例の一部改正)

第1条 宮代町印鑑条例（平成2年宮代町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

3 前2項の規定による印鑑登録原票の登録は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができるものを含む。）をもって調製するものとする。

第13条第4項を削り、同条を第13条の2とする。

第12条の次に次の1条を加える。

(印鑑登録の証明)

第13条 印鑑登録証明書は、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影及び第6条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を電子計算機から出力して作成した写しについて町長が証明するものとする。

第14条の次に次の1条を加える。

(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)

第14条の2 第13条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、登録者で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）の交付を受けているものは、当該個人番号カードを利用して、多機能端末機（本町の電子計算機と通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に自ら暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号をいう。）を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第15条中「及び第9条第1項」を「、第8条第1項、第9条第1項並びに第10条第1項及び第2項」に改める。

第2条 宮代町印鑑条例の一部を次のように改正する。

第14条を削る。

第13条の2第3項を削り、同条を第14条とする。

第14条の2中「第13条の2第1項及び第2項」を「前条」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は規則で定める日から、第2条の規定は第1条の施行の日から起算して6月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第64号

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年8月30日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条中「第3項まで」の次に「並びに附則第3項」を加え、「連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園」を「連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。））」に改め、同条第2号中「提供する保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

第16条第2項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附則第2項中「又は事業を行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、「施行日後」を「施行日以後」に改め、「調理員に係る業務」を「調理員に係る部分」に改める。

附則第9項を第10項とし、第4項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第3項中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同項を第4項とする。

附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第65号

宮代町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について

宮代町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年8月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、宮代町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

宮代町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成27年宮代町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第66号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 宮代第1・第2中継ポンプ場更新工事
- 2 施 工 箇 所 宮代町字山崎、宮代台3丁目地内
- 3 履 行 期 限 平成31年3月29日
- 4 請 負 金 額 7,668万円
- 5 請 負 業 者 埼玉県さいたま市大宮区下町1丁目42番2号
株式会社エス・アイ・シー さいたま支店
支店長 平 嶋 智 也

平成30年8月30日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

宮代第1及び第2中継ポンプ場の機器の老朽化に伴い、宮代第1・第2中継ポンプ場更新工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第67号

宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
次の者を宮代町固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて同意を
求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 新 井 健 一
- 3 生年月日 [REDACTED]

平成30年8月30日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現固定資産評価審査委員会の委員である新井健一氏を引き続き委員に選任したい
ので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第68号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて意見を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 稲 山 貞 幸
- 3 生年月日 [REDACTED]

平成30年8月30日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現人権擁護委員である稲山貞幸氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第69号

平成30年度宮代町一般会計補正予算（第2号）について
平成30年度宮代町一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。
平成30年8月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

前年度繰越金の確定、職員の人事異動及び共済組合負担金率の確定等に係る人件費の補正並びに前年度決算額の確定に伴う決算剰余金の積立等に伴い、平成30年度宮代町一般会計予算に3億8,653万3,000円を追加し、総額を100億9,548万6,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第70号

平成30年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
平成30年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成30年8月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

前年度繰越金等の確定に伴い、平成30年度宮代町国民健康保険特別会計予算に2億6,561万8,000円を追加し、総額を42億2,316万円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第71号

平成30年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
平成30年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成30年8月30日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

前年度繰越金の確定、人件費の補正及び国県負担金の精算等に伴い、平成30年度宮代町介護保険特別会計予算に2億59万1,000円を追加し、総額を31億9,039万3,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第72号

平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり
提出する。

平成30年8月30日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

前年度繰越金等の確定に伴い、平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算
に277万4,000円を追加し、総額を4億9,661万円とすることについて、
地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第73号

平成30年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
平成30年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり
提出する。

平成30年8月30日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

前年度繰越金の確定及び職員の共済費負担金率の確定等に伴い、平成30年度
宮代町公共下水道事業特別会計予算に2,413万4,000円を追加し、総額を
10億269万1,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の
規定により、この案を提出するものである。

議案第74号

平成30年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
平成30年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成30年8月30日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

前年度繰越金の確定、職員の人事異動及び共済負担金率の確定等に伴い、平成30年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算に413万8,000円を追加し、総額を5,686万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第75号

平成30年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）について
平成30年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。
平成30年8月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の期末勤勉手当率の修正に伴い、平成30年度宮代町水道事業会計予算の収益的支出のうち営業費用に7万7,000円を追加し、総額を7億2,468万7,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。